

大項目	小項目 (★:県計画のみで定める事項)	国の基本指針 (目標年度R5)	県の目標設定の考え方 (前回御了承済み)	県の成果目標案	県5期計画(H30-R2)		備考
					目標	実績(見込み)	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	施設入所者数×6% +第5期計画の未達成分	基本指針の値を基本として市町村計画と整合性を図る	113人 R1末施設入所者数の6%相当	113人	約70人 (R1末56人)	
	施設入所者数の削減	施設入所者数×1.6% +第5期計画の未達成分	設定しない	設定しない	設定しない	—	のべ入所待機者557人(R2.4)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	★退院後一年以内の地域における平均生活日数 ● 新	316日以上	基本指針に準拠	316日以上	— (新規)	—	
	★精神病床における1年以上長期入院患者数	国の基本指針に定める算出式による	基本指針に準拠	65歳以上 算出シートが未提供のため算出不可 65歳未満	1,886人	1,856人(R1)	地域医療計画における数値目標と同じ
	★精神病床における早期退院率	①入院後3か月時点の退院率:69% ②入院後6か月時点の退院率:86% ③入院後1年時点の退院率:92%	基本指針に準拠	①3か月:69% ②6か月:86% ③1年:92%	①69% ②84% ③91%	①59% (H27) ②77% (H27) ③86% (H27)	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ● 新	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	各市町村又は各圏域に少なくとも1回以上運用状況を検証,検討	基本指針に準拠	各圏域に1か所以上 年1回以上運用状況を検証,検討	各圏域に1か所以上	整備済:3/7圏域 (仙台,大崎,石巻)	
福祉施設の利用者の一般就労への移行等	一般就労移行者数	R1年度実績(413人)の1.27倍 +第5計画の未達成分(0人)	基本指針の値を基本として市町村計画と整合性を図る	552人 R1実績の1.34倍	460人	約465人 (R1末413人)	
	就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数 ● 新	R1年度実績(351人)の1.3倍	基本指針の値を基本として市町村計画と整合性を図る	450人 R1実績の1.28倍	— (新規)	351人(R1)	
	就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数 ● 新	R1年度実績(21人)の1.26倍	基本指針の値を基本として市町村計画と整合性を図る	43人 R1実績の2.05倍	— (新規)	21人(R1)	
	就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数 ● 新	R1年度実績(35人)の1.23倍	基本指針の値を基本として市町村計画と整合性を図る	59人 R1実績の1.69倍	— (新規)	35人(R1)	
	就労定着支援事業利用者 ● 新	一般就労移行者のうち,7割以上	基本指針に準拠	386人以上 R5目標の70%相当	— (新規)	56%相当:232人 (R1)	
	事業所ごとの就労定着率 ● 新	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を7割以上	基本指針に準拠	7割以上	— (新規)	52.4% (R1)	
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	各圏域に1か所以上	設置済:5/7圏域 (仙台,大崎,栗原,登米,石巻)	
	★難聴児支援のための中核的機能を果たす体制 ● 新	県で体制確保	基本指針に準拠	県で体制確保	— (新規)	—	
	保育所等訪問支援の利用	各市町村において利用可能	基本指針に準拠	各市町村において利用可能	各市町村において利用可能	利用可能: 24/35市町村	
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	各圏域に1か所以上	設置済:4/7圏域 (仙台,登米,石巻,気仙沼)	
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	基本指針に準拠	各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には圏域に1か所以上)	各圏域に1か所以上	設置済:5/7圏域 (仙台,大崎,登米,石巻,気仙沼)	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 ● 新	県,各圏域,各市町村に ①協議の場1つ設置 ②コーディネーター配置	基本指針に準拠	県,各圏域,各市町村に ①協議の場1つ設置 ②コーディネーター配置	①県,各圏域,各市町村に1つ ②新規	①設置済:県,2/7圏域, 15/35市町村 ②—	
相談支援体制の充実・強化等 ● 新	相談支援体制の充実・強化に向けた体制	各市町村又は各圏域で体制確保	基本指針に準拠	各市町村又は各圏域で体制確保	— (新規)	—	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 ● 新	サービスの質の向上を図るための体制	県及び各市町村で体制構築	基本指針に準拠	県及び各市町村で体制構築	— (新規)	—	